

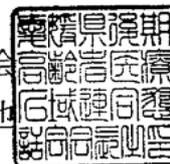
平成27年4月3日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長

野志克仁様

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会

会長 佐々木 信也



愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について（報告）

平成27年3月5日に開催した懇話会における委員意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

意見内容

後期高齢者医療制度については、平成20年4月の制度施行後、着実な浸透が図られているものと思われます。

しかしながら、高齢化の進展や医療技術の高度化等により、今後も高齢者の医療費の増加傾向が続くことが見込まれる中、広域連合には、将来にわたり高齢者の方々が安心して医療が受けられるよう、持続可能な制度の確立に向け、安定かつ円滑な運営が求められております。

このことから、当懇話会といたしましては、下記に掲げる事項について格別の御配慮をいただき、今後の制度運営に反映していただくことを強く要望いたします。

記

- (1) 医療費適正化事業については、次の点に留意のうえ、積極的に取り組むこと。
 - ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、認知度が未だ低い現状にあることから、利用促進に向けた啓発に努めること。
 - ・重複・頻回受診者への訪問指導については、「本人の身体状況に適した受診」につながるよう、削減効果が継続されるような取り組みを検討すること。
- (2) データヘルス計画については、市町、国保連合会等の関係機関と連携しながら、重症化予防対策につながるような取り組みを進めること。

以上